

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

◇ 告 示

字の区域の変更等

目 次

- 保険医療機関の指定
- 保険医療機関の指定の辞退
- 保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 第三十期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領
- 農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果
- 牛等の移入の禁止の解除
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 都市計画法第六十六条による告示

◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
風俗営業等取締法の一部を改正する法律による聴聞
◇ 公 告 屋外広告物講習会の開催

告 示

鳥取県告示第二百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小林地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------|--|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域(昭和五十九年三月一日現在の地番による。) |
| 小林字下ノ原 | 小林字下ノ原の全域 小林字丸尾谷一三六の一部、一三七の一部、一三八、一三九の一部、一四〇の一部 |

| | |
|--------|--|
| 小林字丸尾谷 | 小林字丸尾谷のうち一三六の一部、一三七の一部、一三八、一三九の一部、一四〇の一部以外の区域 小林字村尻一四一の一部、一四五の一部、一四六の一部 |
| 小林字村尻 | 小林字村尻一四二の二、一四二の三、一四三の二、一四三の三、一四四の二、一四七の三、一五一の二、一五二の二、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一、一五四と一体をなす国有地の一部 |
| 小林字中山 | 小林字中山のうち二四〇の一部、二四三の一部、二四三の二、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 小林字下開地 | 小林字下開地の全域 小林字中山二四〇の一部、二四三の一部、二四三の二、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 小林字下向田二五七から二五九まで、二六一の二の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 小林字向田 | 小林字向田の全域 小林字古宮四七の一部、四七の二、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 小林字下向田二六〇、二六一の二の一部、二六一の二、二六二の一部、二六三から二六五まで及びこれらと一体をなす国有地 小林字青木二七八の一部 小林字古屋敷三〇七の二の一部、三〇七の二、三〇八の二、 |

| | |
|----------|--|
| 小林字青木 | 小林字青木のうち二七八の一部以外の区域 |
| 小林字古宮 | 小林字古宮のうち四七の一部、四七の二、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 小林字古屋敷 | 小林字古屋敷のうち三〇七の二の一部、三〇七の二、三〇八の一、三〇八の二、三〇九、三二〇の一、三二〇の二、三二一の一部、三二二の一部、三二四の一部、三二五の一部、三二五の二、三二六、三二七から三二九までの一部、三三〇、三三一、三三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三四と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 小林字大林 | 小林字大林四〇の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 |
| 小林字下向田 | 小林字大林のうち四〇の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 小林字下向田 |

鳥取県告示第二百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

除薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-------------|-------------|
| フェライト米里診療所 | 鳥取市南栄町七〇―二 | 昭和六十年二月十五日 |
| 都田医院 | 米子市紺屋町一三六―三 | 昭和六十年二月二十二日 |
| 池畑歯科医院 | 米子市茶町七三 | 昭和六十年二月十六日 |

鳥取県告示第二百四十九号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日 |
|------|-----------|---------------------|
| 馬淵医院 | 鳥取市材木町一〇六 | 昭和六十年三月二日 |

鳥取県告示第二百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登 録 の 記 号 及 び 番 号 | 登 録 の 年 月 日 |
|---------|-------------------|-------------|
| 大 對 勝 彦 | 鳥薬第五六二号 | 昭和六十年二月四日 |

鳥取県告示第二百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------------------|--------------|---------------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| 三宝薬局 | 鳥取市扇町五七一 | 昭和五十九年十一月十五日 |
| 常田調剤薬局 | 鳥取市西町三丁目一〇 | 〃 |
| 荒木医院 | 境港市松ヶ枝町三七 | 昭和五十九年十一月二十一日 |
| 北室内科 | 鳥取市西町三丁目一〇 | 昭和五十九年十一月二十一日 |
| 有限会社池田薬局生活センター千代水店 | 鳥取市安長二四八一 | 昭和五十九年十二月一日 |
| 財団法人恵仁会薬局 | 米子市加茂町二丁目二六 | 〃 |
| 西田内科 | 倉吉市上井町一丁目一四二 | 昭和五十九年十二月八日 |

鳥取県告示第二百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | |
|--------------------|--------------|---------------|----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 | 申出の都道府県名 |
| 三宝薬局 | 鳥取市扇町五七一 | 昭和五十九年十一月十五日 | 全国 |
| 常田調剤薬局 | 鳥取市西町三丁目一〇 | 〃 | 〃 |
| 荒木医院 | 境港市松ヶ枝町三七 | 昭和五十九年十一月二十一日 | 〃 |
| 北室内科 | 鳥取市西町三丁目一〇 | 昭和五十九年十一月二十一日 | 〃 |
| 有限会社池田薬局生活センター千代水店 | 鳥取市安長二四八一 | 昭和五十九年十二月一日 | 〃 |
| 財団法人恵仁会薬局 | 米子市加茂町二丁目二六 | 〃 | 〃 |
| 西田内科 | 倉吉市上井町一丁目一四二 | 昭和五十九年十二月八日 | 〃 |

鳥取県告示第二百五十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第三十期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、

働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式第一号）を推薦期間内に知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式第二号）を推薦期間内に鳥取県地方労働委員会に提出すること。

(三) (一)又は(二)による書類は、倉吉市又は東伯郡の区域に主たる事務所を

有する労働組合又は使用者団体にあつては鳥取県倉吉労働事務所を、米子市、境港市、西伯郡又は日野郡の区域に主たる事務所を有する労働組合又は使用者団体にあつては鳥取県米子商工労働事務所を経由して提出すること。

四 推薦することが出来る候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦期間

昭和六十年三月五日から同月十三日まで

様式第1号

推 薦 書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 西尾邑次殿

所 在 地

労働組合又は
使用者団体の名称

代 表 者 名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の
労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生 年 月 日 | 現 住 所 | 労働者の所属組 合の名称及びそ の地位（使用及び その所属会社名称並 びにその地位） | 労働者の所属 職場の名称及 びその地位 | 経 歴 | 備 考 |
|-----|------------|-------|--|---------------------------|-----|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) 「経歴」欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式第2号

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長 下田三子夫殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、
労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう下記の
書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数（男女別）
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況

(注) 資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。

鳥取県告示第二百五十四号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十九年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎及び大字太田地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質細密調査

三 調査測定の結果

玄米に含まれる重金属の量（単位、一キログラム中のミリグラム量）

| 地 区 | 調 査 地点数 | カドミウム | | |
|------|------------|-------|-------|-------|
| | | 最 高 値 | 最 低 値 | 平 均 値 |
| 大字荒金 | 三 | 〇・七五〇 | 〇・〇七 | 〇・四一 |
| 大字院内 | 二 | 〇・四八〇 | 〇・〇五 | 〇・二七 |
| 大字長郷 | 三 | 〇・〇九〇 | 〇・〇一 | 〇・〇四 |
| 大字高住 | 三 | 〇・八〇〇 | 〇・〇七 | 〇・三九 |

鳥取県告示第二百五十五号

昭和六十年一月鳥取県告示第七十八号（牛等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る小林地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 合 計 | 大字太田 | 大字河崎 | 大字岩常 |
|-------|-------|-------|-------|
| 三〇 | 五 | 四 | 一〇 |
| 〇・八〇〇 | 〇・六〇〇 | 〇・五九〇 | 〇・七五〇 |
| 〇・〇一 | 〇・〇七 | 〇・二八 | 〇・〇一 |
| 〇・三一 | 〇・三八 | 〇・四一 | 〇・三〇 |

鳥取県告示第二百五十七号

日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（半谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年三月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十八号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（下黒坂）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二

条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年三月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

倉吉市秋喜土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年十二月二十日から昭和六十三年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市秋喜字相待、字鍛冶田、字清水元、字鱈堀、字東九反長及び字西九反長の各一部

四 事務所の所在地

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所建設部内

五 設立認可の年月日

昭和五十八年十二月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

倉吉市役所及び施行地区周辺の倉吉市の揭示場に揭示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十年二月二十六日

鳥取県告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業 天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

事業地に倉吉市上余戸字山辺り、字向山及び字奥小山、広栄町字広栄並びに大原字千町を加え、同市福山字家ノ前通地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

事業地に倉吉市福山字中島及び字向河原、鴨河内字北河原、字砂田、字深田及び字中村、下余戸字釜ヶ町及び字繩手、上余戸字古屋敷、字堂面、字山辺り、字瀬戸田及び字隈ヶ坪、広栄町字広栄並びに大原字千町及び字六地藏を加え、同市鴨河内字下河原、下余戸字河原、上余戸字外河原並びに大原字下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字上新田沖下、字上新田下及び字上新田上を削り、同市福山字家ノ前通、鴨河内字新田及び字青木、下余戸字稲岡並びに大原字郡山、字鳥居河原、字清水、字上河原、字池ノ尾口及び字上新田沖上地内に

おいて事業地を変更する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年三月十三日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市津原一九五番地

宮川孝信

鳥取県公安委員会告示第十五号

風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項の規定により告示する。

昭和六十年三月五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年三月十三日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び名称

米子市朝日町四九番地一

株式会社青雲

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、昭和59年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

昭和60年3月5日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

| 日 時 | 講 習 の 課 程 | 場 所 |
|---------------------------|--------------------------------------|---|
| 昭和60年3月28日 (木) 午前9時から | (1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項 | 東伯郡東郷町大字 藤津650 鳥取県立東郷湖羽 合臨海公園 おやめ池スポーツ センター研修室 |
| 昭和60年3月29日 (金) 午前10時から | 広告物の施工に関する事項 | |

2 受講手続

(1) 受講申込書

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所で交付する所定の用紙を用いること。

(2) 受講申込書の受付期間

受講申込書は、昭和60年3月8日(金)から同月20日(水)までの間、受け付けるものとする。なお、郵送による場合は、昭和60年3月20日(水)までの消印のあるものは、受け付けるものとする。

(3) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 2,000円

イ 納付方法

アの金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちよう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

(4) 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年10月鳥取県規則第50号)

第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

(5) 受講申込書の提出先

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課に提出すること。

3 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7363

鳥取県鳥取土木事務所 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7653

鳥取県郡家土木事務所 八頭郡郡家町大字郡家100 電話08587-2-0261

鳥取県倉吉土木事務所 倉吉市東巖城町2 電話0858-22-8141

鳥取県米子土木事務所 米子市紀町一丁目160 電話0859-34-6211

鳥取県根雨土木事務所 日野郡日野町根雨140-1 電話08597-2-0321